

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第7、議案第5号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

尾崎議員。

議員（尾崎 忠義）

10番、尾崎忠義でございます。

私は、平成28年第4回多度津町議会12月定例会におきまして、議案第5号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、次の点で反対討論をいたします。

改正後で総額7万2,000円の増額の答弁がありましたが、議案第2号の反対理由と同じく、多度津町特別職報酬審議会条例に基づく審議会審議がされていないので無効であり、反対をいたします。

以上であります。

議長（志村 忠昭）

他にございませんか。

ないようですので、これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第5号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

議長（志村 忠昭）

起立多数と認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに、決定いたしました。